

「KABU&ガス ガス需給契約」重要事項説明書

この重要事項説明書は、KABU&ガス基本約款、KABU&ガス個別約款（以下、「約款等」といいます。）に基づきお客さまと当社の間で締結するガス供給及び使用に関する契約（以下、「ガス需給契約」といいます。）に関する説明を行うものです。

1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

- 当社とガス需給契約を締結することを希望される場合は、カブ&ピースのホームページを通じてお申込みいただけます。なお、お引越しのに伴い、当社と新たにガス需給契約を締結することを希望される場合は、カブ&ピースのホームページを通じて、供給開始を希望される日より7営業日前までにお申込みいただけます。
- 同一の需要場所において他のガス小売事業者から当社のガス需給契約に変更（スイッチング）する場合、従前のガス小売事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、当社の供給開始とともに従前のガス小売事業者とお客さまとの契約は解約されます。お引越しのに伴いガスの購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所のガスの解約手続きはお客さまご自身で行っていただく必要があります。
- ガス需給契約を解約されたお客さまが、同一需要場所で、ガス需給契約のお申込みをされた場合で、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合、申込者が当社との他の契約にかかる債務を所定の履行期限を経過しても履行していない場合、当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合、内管が一般ガス導管事業者により工事されたものでない場合等には、当社はお申込みを承諾できないことがあります。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の約款等に従うものといたします。
- 当社は、ガス事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「KABU&ガス ガス需給契約」重要事項説明書および約款等をカブ&ピースのホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。
- 当社は、約款等を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款等によります。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- 当社は、約款等を変更した場合、変更後の約款をカブ&ピースのホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 約款等またはガス需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社及びカブ&ピースの名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 約款等について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法で行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

4. 供給開始時期について

- スイッチングの場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約締結等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 当社との間で締結しているガス需給契約の種別を変更する場合の変更後の契約による供給開始予定日は、契約種別変更のお申込みを当社が承諾し手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 供給開始予定日は改めて通知いたします。また、供給開始予定日は手続きの都合等で変更となる場合があります。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングのお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の8営業日前までにカブ&ピースへその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 料金について

- 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針及び使用量の算定を行います。その結果を当社が受け取り、当社の約款等の定めに基づきガス料金を算定いたします。
- ガス料金は、1 か月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金}^{\ast 1} + \text{従量料金}$$

単位料金^{※2}
×
ひと月のご使用量

※1 ご契約いただく料金メニューによって決まります。

※2 原料価格の変動に応じて、この金額を毎月調整します。

- お客さまのご使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金算定期間は、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②及び③の場合を除きます）
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間
- 新たにガスの使用を開始し、又は解約を行った場合（スイッチングによる場合を除きます）等で料金算定期間が29日以下又は36日以上となったときや、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となったとき等に、約款等に定める算定式に基づき、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

6. 原料費調整について

- 単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。
- 原料費調整単価は、3カ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、それぞれ算定期間の最終月から3ヶ月後の検針分に適用いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1～3月の貿易統計価格					6月分 ガス料金	
	2～4月の貿易統計価格					7月分 ガス料金

- 原料費調整単価は、基準原料価格と平均原料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。

(1) 原料価格変動額の算定

	平均原料価格	原料費調整	原料価格変動額の算定方法
上限価格 177,860 円/トン	177,860 円/トン を上回る場合	プラス 調整	原料価格変動額 = (177,860 円/トン - 64,090 円/トン)
基準平均原料価格 64,090 円/トン	64,090 円/トン を上回る場合	プラス 調整	原料価格変動額 = (平均原料価格 - 64,090 円/トン)
	64,090 円/トン を下回る場合	マイナス 調整	原料価格変動額 = (64,090 円/トン - 平均原料価格)

※原料価格変動額は、100 円未満を切り捨てて算定いたします。

(2) 従量料金単価調整額の算定について

原料価格変動額を以下の算定式に当てはめ、「従量料金単価調整額」を算定し、基準単位料金に加減することで各月に適用する単位料金を算定いたします。

$$\frac{\text{原料価格変動額} \times 0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) = \text{従量料金単価調整額}$$

- 平均原料価格が上限価格を継続して超過する場合、民法 548 条の 4 および基本約款の規定に従い上限価格を見直すことがあります。
- 各月に適用する原料費調整単価は適用の 2 ヶ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の原料費調整単価や平均原料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。



7. 料金のお支払いについて

- ガス料金の支払義務は、約款等の定めに基づき、当社がカブ&ピースを介して、お客さまに対して使用量・料金をお知らせした日に発生し、支払期限日は、口座振替による支払の場合は、支払義務発生日の翌々月 15 日、クレジットカードによる支払の場合は、支払義務発生日の翌月 15 日といたします。(但し、約款に定める日までに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いが確認できない場合には、払込みの方法もご利用いただけます。払込み方法でのお支払いの場合は、手数料として 275 円(税込)を申し受けます。)
- 支払期日までに当社への料金のお支払いが確認できない場合、カブ&ピースは、別途当社とカブ&ピースとの間で締結する契約に基づき、お客さまに代わり、当該料金を当社に支払います。
- カブ&ピースがお客さまに代わって支払った料金については、カブ&ピースからお客さまに請求を行い、お客さまはこれをお支払いいただきます。なお、カブ&ピースによる請求については、カブ&ピースが別途定める「KABU&でんき KABU&ガス保証規約」に定めるものとします。
- 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- ガス料金又は延滞利息は、口座振替、クレジットカード払い、払込み又は当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- 支払期限日を経過してもなお料金(当社との他の契約の料金を含みます。)、延滞利息又は約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合やガスを不正に使用した場合等、当社が約款等で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止又は解約することがあります。ガスの供給停止に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円(税込)を申し受けます。

- 当社がお客さまに提供する他の商品・サービス等の約款・利用規約等において、当該商品・サービス等の利用料金を、当社がお客さまに請求するガス料金と一緒にお支払いいただく旨が規定されている場合であっても、KABU&ガスをご契約の場合は、当該規定の適用対象外といたします。

8. 契約の変更及び解約について

- お客さまが同一の需要場所においてガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合には、新たなガス小売事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- お客さまが契約の変更や転宅等により解約を希望される場合は、カブ&ピースのマイページを通じてお申し付けください。転宅等により解約を希望される場合は、解約を希望される日の 5 営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合などで、お客さまが無契約状態となったときには、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申込みいただく、又は一般ガス導管事業者による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- 当社は、お客さまがすでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合や、ガスの供給の継続が困難な場合等には契約を解除することがあります。

9. 導管、ガスメーター等の設備に関する費用負担について

- ガス工事をお申込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申込みをしていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

10. 導管、器具、機械その他設備に関する保安上の責任について

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- お客さまは、当社及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

11. その他

- 当社は、原則として、次に規定する圧力、熱量、ガスグループおよび燃焼性に類別されるガスを供給いたします。
- 熱量：標準熱量 45 MJ/m³ 最低熱量 4 MJ/m³、圧力：最高圧力 2.5kPa 最低圧力 1.0kPa、ガスグループ：13A、ウォッベ指数：最小値 52.7 最大値 57.8、燃焼速度：最小値 35 最大値 47
- 災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら、当社の責めによらずにガスの供給を制限又は中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- 当社及び一般ガス導管事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由が無い限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。

① 一般料金(2026 年 9 月までにご契約のお客さま)

料金表	1 カ月のご使用量	基本料金 (1 ヵ月につき)	単位料金 (1m ³ につき)
A	0m ³ から 20m ³ まで	759 円 00 銭	174 円 81 銭
B	20m ³ をこえ 50m ³ まで	1,364 円 81 銭	144 円 52 銭
C	50m ³ をこえ 100m ³ まで	1,635 円 74 銭	139 円 10 銭
D	100m ³ をこえ 200m ³ まで	2,074 円 72 銭	134 円 71 銭
E	200m ³ をこえ 350m ³ まで	3,506 円 75 銭	127 円 55 銭
F	350m ³ をこえ 500m ³ まで	3,834 円 72 銭	126 円 62 銭
G	500m ³ をこえ 1,000m ³ まで	6,981 円 94 銭	120 円 32 銭
H	1,000m ³ をこえる場合	7,307 円 87 銭	120 円 00 銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	あり
解約金	なし

【適用条件】

お客さまが一般料金契約を希望されること。

② 一般料金 S(2026 年 10 月以降にご契約のお客さま)

料金表	1 カ月のご使用量	基本料金 (1 ヵ月につき)	単位料金 (1m ³ につき)
A	0m ³ から 20m ³ まで	1,335 円 00 銭	148 円 00 銭
B	20m ³ をこえ 50m ³ まで	1,415 円 00 銭	144 円 00 銭
C	50m ³ をこえ 100m ³ まで	1,680 円 00 銭	138 円 70 銭
D	100m ³ をこえ 200m ³ まで	2,129 円 00 銭	134 円 21 銭
E	200m ³ をこえ 350m ³ まで	3,561 円 00 銭	127 円 05 銭
F	350m ³ をこえ 500m ³ まで	3,886 円 50 銭	126 円 12 銭
G	500m ³ をこえ 1,000m ³ まで	7,036 円 50 銭	119 円 82 銭
H	1,000m ³ をこえる場合	7,356 円 50 銭	119 円 50 銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	あり
解約金	なし

【適用条件】

- お客さまが一般料金 S 契約を希望されること。

○ガス小売事業者

事業者名：大阪ガス株式会社(ガス小売事業者登録番号 A0024)

事業者住所：大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号

○代理事業者

事業者名：株式会社カブ&ピース

事業者住所：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号

○ガス小売事業者・代理事業者のお問い合わせ先：0570-029-006 (KABU&ガスサポートデスク)

営業時間 10:00～19:00 (年中無休)

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。